

元禄期越前の幕府領大庄屋日記 1・2 解説

はじめに

本巻は幕府領坂井郡前谷村にあつて組頭（大庄屋）を勤めた土屋次郎左衛門の「万覚帳」を翻刻したもので、『元禄期越前の幕府領大庄屋日記』（以下、日記と称する）の第二冊目にあたり、元禄十三年（一七〇〇）から宝永二年（一七〇五）までを扱っている。この時期、前谷組の村々は今立郡西鯖江（鯖江と通称）村に在陣した代官古郡文右衛門年明の支配を受けた。次郎左衛門は宝永二年九月二十二日に職を免じられ、本巻もその日を以て終わる。

この日記についてはすでに第一巻目で、福井県文書館記録資料アドバイザー藤井讓治氏（京都大学大学院教授）が「序にかえて」と題して解説を行っている。そのため重複を避け、それら以外で読者に便と思われる事柄を記すことにした。

ところで、土屋次郎左衛門が任じられた組頭という呼称は、元禄十四年頃から大庄屋に変わってくる。同年三月十六日付で鯖江代官所手代青山藤助が前谷組の二年前の廻米入用不足金の督促を命じた際、宛名を「前谷村大庄屋二郎左衛門」としているのが初見で（三月二十二日条）、やがて大庄屋がふつうに用いられるようになる。当時、越前では福井藩や大野藩は組頭、勝山藩は大庄屋と呼んでいるが、この時期、幕府領でなぜ組頭から大庄屋に変わるようになったのかは今のところ明白ではない。

ここで本日記の記載について確認しておく。記述のしかたはほぼ一貫して丁寧で、おおむねきれいに整理され、体裁も毎年変わらない。例年正月一日に始まって十二月晦日まで、一日ごと日を追って書き綴られている。書くべき事柄がない場合も月日だけは必ず記しており、おかげで欠落があれば容易に判断できる。もともと、すべてその日のうちに記載したかどうかは疑問で、外泊や病気のため後日に書いたり、記載事項を整理して数日後にまとめて記したと思われる所もか

なり見られる。

内容のほとんどは組頭としての活動に関わっている。私的なことは一部の出入り関係を除くとわずかで、外泊や買物・支払などに限られ、しかも簡潔である。また、他からこのような日記を残すよう指示された形跡は見当たらず、どこか一部を公開したり他に利用した記事もない。したがって、本日記はあくまで組頭次郎左衛門の私的な用留と言える。筆者はもちろん、次郎左衛門本人である。もつとも、元禄十五年七月十八日から閏八月十日まで伊勢参宮及び上方や西国など各地を巡遊しており（同年閏八月十日条）、その間は権右衛門の「覚書」としている。それに同十六年十二月八日条など、十五年以降で明らかに筆跡の異なる所が数か所確認できる。確定はできないが、それらはおそらく倅権右衛門が代筆したものである。ただ筆跡を明確に区別できない所もあり、そのためこれらに関する本文への注記はしなかった。

一、土屋家と前谷組

土屋家文書は文永九年（一二七二）以降昭和二十年代まで計一二一九点に及ぶ、内容的にも豊かな資料群である。もつとも、文永九年の「亀山院宣命」（写）は検討の余地があり、実質的には慶長三年（一五九八）の前谷村太閤検地帳に始まる近世・近代の資料群と言える。

内容は多岐にわたるが、同家が元禄期に勤めた組頭や、それ以後の村庄屋関係が豊富で、私文書にも見るべきものが少なくない。前者は土地、年貢・廻米のほか、用水、山方、出入関係など村方全般に及んでいる。後者は売券類や小作・慶弔など、家の経営と存続にかかわるものが大部分を占める（福井県文書館古文書資料群目録「土屋豊孝家文書」）。

なお、本日記に関わる資料群としては他にも見るべきものがあり、その一部は『福井県史』資料編4に収載されている。中でも坂井郡野中村にあって長く幕府領組頭を勤めた小島武郎家文書（福井大学附属図書館寄託）には関連する資料が多く、本日記にもたびたびその名が見えている。

併せて読まれることをお勧めしたい。

さて、土屋家は、当家に残る「永記」によると、戦国期には朝倉氏に仕え、天正三年（一五七五）以降坂井郡前谷村に居住した。代々次（治、二）郎左衛門あるいは権右衛門を称し、すでに慶長三年七月の同村太閤検地帳にも村内きつての大高持として名が見える。その際屋敷地三反九畝一〇歩は除地の扱いをうけた。以後同家は江戸期を通して前谷村のみならず地域にも影響力をもつ存在であった。福井藩領時代の寛文八年（一六六八）から延宝五年（一六七七）の間、八代次郎左衛門は前谷村など近隣二一か村八七〇七石余の組頭（百姓代官）に任じられている（『福井藩領組頭別村高帳』、『朝日町誌』資料編2）。

貞享三年（一六八六）、福井藩が半知となり、前谷村が幕府領となつてからしばらくの間、土屋家が何らかの役を勤めたという資料は見えない。ところが元禄七年九月、突然九代次郎左衛門は組頭に任じられ、前谷組二四か村、九四八四石余を任されることになった。

かれは慶安元年（一六四八）頃に生まれ、貞享三年三月二十一日、兄の跡を継いで家督を相続した。組頭に任じられたのは四七歳頃で（前掲「永記」）、以後宝永二年まで一二年間、連続して組頭を勤めることになる。もつとも、当初から必要に応じて倅権右衛門に手伝わせた。元禄十一年七月に舟寄代官所が廃止となり、鯖江代官の支配に入つてからは、別に前谷村の源八郎を雇い、書類や金銭の運搬、諸連絡に使っている。

その頃の土屋家は、除地とされた屋敷地四反

表1 元禄8年前谷村持高構成

名前	持高(石)	備考
次郎左衛門	33.835	組頭・屋敷除地
清左衛門	23.477	酒造兼業・屋敷除地
伝右衛門	18.507	百姓代・五人組頭
長次郎	10.611	
六介	10.372	
六兵衛	9.397	長百姓
次郎兵衛	9.097	
市兵衛	7.320	庄屋
市右衛門	5.896	
孫四郎	5.750	
弥五兵衛	5.066	
(計)	139.328	

注)元禄8年3月「前谷村田地割合覚帳」(土屋家文書)より作成。

表2 元禄期前谷組村々の変遷

村名	元禄郷帳	元禄7.9.26	7.10.17	10.6.27	11.8.15
前谷	139.268	○	○	○	○
北	255.708	○	○	○	石田領
北野	205.980	○	○	○	石田領
中川	588.450	○	○	○	石田領
笹岡	622.830	○	○	○	○
田中	290.150	○	○	○	石田領
矢地	581.596	○	○	○	石田領
菅野	707.370	○	○	○	石田領
高塚	567.080	○	○	○	石田領
山室	623.730	○	○	紀州領	紀州領
宮谷	478.730	○	○	○	○
青野木	632.440	○	○	○	○
西方寺	54.550	○	○	○	○
柿原十楽	278.520	○	○	○	○
堀江十楽	769.950				○
清王	172.410	○	○	○	○
赤尾	294.069	○	後山組		○
横垣	124.510	○	後山組		○
井江葭	718.740	○	後山組		○
国影	397.400	○	後山組		○
谷島	490.697	○	○	○	舟寄組
東善寺	357.817	○	○	紀州領	
馬場	311.625	○	○	紀州領	
新用	226.328	○	○	紀州領	
轟木	364.807	○	○	紀州領	
下関	1363.400	後山組	○	紀州領	
牛山	237.710	布目組			○
城	125.800	布目組			○
城新家	6.409	布目組			○
舟津	709.748	布目組			○
西谷	199.670	布目組			○
田中々	922.850	布目組			○
番田	710.020	布目組			○
重義	701.500	布目組			○
(村数)	34	24	21	15	19
(石高)	15231.862	9484.805	9313.486	6689.509	8018.604

注1)本書所収各年月日の記事より作成。村高は元禄郷帳(内閣文庫)によった。

但し、井江葭村は除地が10石あり、その分を引いている。

注2)○は前谷組を示す。

四畝二八歩と三三石余を持つ村内一の高持で(表1)、他に多くの山林なども所持していた。元禄十年閏二月十日条によると、持山のうち権世村境上野に家来の家を建てさせ、山番をさせたとある。馬を常に所持して一部売買したり、近隣や組下村々への金銭貸しを行い、後には勝山藩の藩札を質に取り資金を貸し、出入りになったりしている(元禄十七年二月十三日条)。村内では親戚筋で村二番目の石高を持ち酒造にも携わる清左衛門と激しく対立し、義絶する事態に発展した。次郎左衛門が組頭に任じられてからは、持高のほとんどは村内外に扨おろ(卸)して小作させ、

直接家の耕作に携わることにはなかつたと思われる。元禄十四年十二月四日条によれば、矢地村の母と娘を下女として雇っていた。なお、組頭には組頭給が支給されたが、その額は舟寄代官時代には高百石に銀六匁二分五厘と米壺斗壺升五合で（元禄八年十月十五日条）、これは次の鯖江代官時代も基本的に同じであった。

ここで前谷組村々について確認しておこう。表2は前谷組村々の元禄期の村高と組構成や支配の変化を示したものである。時期により異同があるが、おおむね坂井郡北部に位置し、東部山沿いの村から、西は日本海に接する村まで、東西一五キロメートルほどの間に点在する（日記1巻末「図4」）。この地域は山間から流れる竹田川が九頭竜川河口に合流し、南北に北陸道が通っている。そのほぼ中央、竹田川と北陸道が交差する所に福井藩領金津町（南・北両金津町及び金津新町）があり、ここには同藩金津奉行所が置かれていた。

各村の村高はもつとも多い下関村が一三六三石余、少ない西方寺村が五四石余で、単純に平均すると四四八石となる。全体として平凡な農村地帯といえる。もつとも、一部日本海に接する城村と同村枝新家村だけは別で、村人の多くが漁業や製塩業に従事した。なお、正保郷帳（松平文庫）によれば、前谷組村々の村高の三割近くは畠高であった。

目立つような産物はなかつた。元禄十一年九月五日条によると、城村は貸船役及び塩浜地子として塩七石五斗を毎年負担したとあるが、他は一部に油役銀を少し納める村がある程度である。十六年四月二十五日条に、年貢不足金取立はこがい・茶・桑の取入れまで延期してほしいとの記事があるが、しかし、どの村もこれらを主な生業とするほどではなかつた。少し注意したいのは馬に関してである。元禄八年「前谷組村々明細帳」（土屋家文書、『福井県史』資料編4）によると、矢地・青野木・新用・高塚・谷畠の計五か村に一人ずつ馬喰の名がある。また、後述するが、本日記には馬手形を持って上方や加賀へ馬を売買に行ったり、小荷駄運送を行う者のことが頻繁に出てくる。坂井郡は山野に恵まれない所で、全体に牛馬が少ない地域であるが、北部の台

地や東部の山地に接し草地を確保できる村々では、牛馬を持つ者もかなりいたのである。

ここで福井藩との関係に注意しておきたい。前谷村次郎左衛門が組頭を勤めた時期は、福井藩領が二五万石で、幕府領はおよそ二五万石から一四万石へと推移する。ともあれ一応福井藩にそれほど劣らない石高であるが、一方で福井藩は親藩であり、越前を中心にあつて都市・交通・湊などの要地を占める特別の存在である。その意味で同藩の政策に注意し、特に諸法令を確認しておく必要がある（『福井市史』資料編6参照）。それに経済面ではとりわけ福井藩の支配する金津や三国、それに福井城下に依存せざるを得なかった。

金津は加賀への備えを持つとともに、北陸道筋では福井城下に次ぐ大きな宿駅である（森藤右衛門家文書、一部は『福井県史』資料編4所収）。当時、金津奉行を勤めていたのは知行五〇〇石の大宮彦右衛門茂富で、かれは延宝四年（一六七六）から宝永五年まで実に三二年間もその職にあつた（松平文庫「諸役年表」）。次郎左衛門には目見を許されることがあり、日常的には配下の田宮六右衛門と連絡を取り合つた。元禄九年十二月二十二日条によると、次郎左衛門はその日福井藩主吉品が同月五日に左近衛権少将に任じられた祝いに金津役所へ出かけ、その後金津商人と組下矢地村善兵衛との出入問題で田宮と話し合つた。翌年正月五・六日の二日間舟寄陣屋で年始があつたが、それより金津へ直行して金津奉行や家来たちに挨拶し、その夜は同地で宿泊するといった具合である。年貢に困つて金津商人から借金したり、前谷組村々の百姓とかれらとの出入が頻繁に起こつており、これらにどう対処するかは大きな問題であつた。

三国湊との関係も重要である。竹田川を下れば三国湊に至るが、この川は水運に恵まれ、諸物資の運送に便利であつた。幕府領の年貢米・廻米は多くがこの川を下つて湊の米蔵へ納められ、廻船に積まれて江戸などへ回漕された。しかし、この湊は福井藩が厳しく統制しており、湊入口に番所を設けて監視していた。出入りする諸物資へ口銭を賦課するほか、必要に応じて沖の口留（津留）触を出し、物資の出入りを禁じた。管轄は金津町と同じく金津奉行である。津留は元禄

期にもたびたび行われ、例えば元禄九年六月二十七日条によると、当国の米・雑穀値段が高いので、七月一日からそれらの津出しを禁止するとの連絡が代官所手代からあった。これに併せ前年の未納年貢は同月十三日切りに皆済するようにとの通達である。福井藩の津留のため廻米の出湊にも気を配らなければならなかったのである。

福井藩とは外れるが、十郷用水のことも注意しておくべきである。これは鳴鹿大堰によって九頭竜川から取水された大用水で、貞享三年当時坂井郡の七九か村がこれを利用し、同十年の記録には幕府領・丸岡藩領・福井藩領・松岡藩領・紀州領など六万六〇〇〇石余が関わっていたという。これを管理するのは中世以来の由緒を持つ坂井郡下番村の大連彦兵衛家と大連三郎左衛門家などで、井奉行（井守）と呼ばれていた（大連彦兵衛家文書「家秘簿」、『福井県史』資料編4）。前谷組で十郷用水を利用する村はほとんどなかったが、次郎左衛門は組頭としてこの大用水の普請や利用、悪水処理等をめぐる会合や出入にしばしば関わらざるを得なかった。本日記にしばしば大連氏や十郷用水の事が出てくるのはそのためである。

二、代官支配

五代將軍綱吉の治世、延宝八年から宝永六年までの三〇年間に、幕府は不良代官五人を処分したという。これには元禄八年六月に「私曲」を理由に遠島とされた舟寄代官五味小左衛門豊法も含まれるが、同十五年の総代官数が六〇人と言われるから（和泉清司『幕府の地域支配と代官』）、当時幕府は異常なまでに不良代官の摘発を行っていたことになる。この時期は幕府財政が困窮し、これに対処した施策が次々と実施された。代官処分による任命替えもその一環で、当然、代官たちは幕府政策に神経をとがらせ、任地支配に厳しい姿勢で臨んだ。前谷組の次郎左衛門が組頭に任じられたのはそのさなかであった。

さて、越前幕府領の代官の任免については不確かなところが多いが、本日記に関わる限りでは

前巻の解説で明らかである。元禄七年六月から代官が三人となり、代官所も今立郡西鯖江村（以下鯖江と略称）・同上石田村（以下石田と略称）・坂井郡舟寄村の三か所に分かれたが、同十一年七月には舟寄代官所が廃止され、二代官領に再編成された。一代官の支配領は七万石前後で、越前各地に散在し、他に白山麓一八か村四三〇石余と能登国約一万石（時期により変化する）があった。能登国分は同国鹿島郡下村（七尾市）に出張陣屋が置かれ、手代が二人ほど常駐したが、ときには越前陣屋や江戸との間で異動することがあった。

代官は任務の割には知行や家禄が少なく、配下の役人もわずかであった。ちなみに舟寄代官宍倉与兵衛の家禄は一五〇俵五人扶持、石田代官稲葉平右衛門勝行一〇〇俵、同馬場源兵衛一五〇俵で、鯖江代官古郡文右衛門は多い方で七五〇俵である（『寛政重修諸家譜』）。代官所の役人数は手代以下、下働きを含めて二〇人以下がふつうだった。舟寄代官を例に見よう。元禄八年七月五日、宍倉与兵衛は代官に任じられると、まず手代二人を先発させ、自らは少し遅れて出発、八月十九日に舟寄村の代官陣屋へ入った。このときの供は手代四人と侍衆三人、中小姓一人、家老一人であったという（同日条）。とすると代官所で働くのは先発の二人を併せて一人ということになる。もっとも、江戸にも直属の手代クラスがあり、宍倉時代の元禄八年十二月には「御殿御与頭」として神田喜兵衛など六人の名が挙がっている（同月十三日条）。いずれにしろ二〇人に満たない人数で中クラスの大名に匹敵する石高を支配したのである。

代官は任地の陣屋に常駐せず、大半は江戸に居住した。任地に赴くのは毎年九月から十一月の間の二か月ほどで、その間に領地の村々を巡回して検見を行い、終了して各村への免率を決定し、免状に押印するとすぐ江戸へ戻った。したがって、実質的な支配は陣屋の長屋に居住する手代に任された。かれらは正式の幕府役人ではなく、百姓や町人の中から個人的に代官に雇われ、一代限りがふつうであったという。ただし、越前で雇われた者は確認できないので、当時越前の陣屋で働いていた手代は全員江戸などで雇われた者であったと思われる。代官所の諸経費は年貢に付

表3 舟寄・鯖江両代官領組名と石高

舟寄代官領			鯖江代官領		
郡	組名	石高	郡	組名	石高
坂井郡	舟寄組	8,129	坂井郡	後山組	8,241
〃	東長田組	7,317	〃	前谷組	8,019
〃	下兵庫組	11,078	〃	舟寄組	8,435
〃	布目組	11,203	大野郡	猪嶋組	9,919
〃	前谷組	9,313	南条郡	牧谷組	14,192
〃	後山組	10,264	今立郡	松ヶ谷組	1,006
吉田郡	光明寺組	1,970	〃	戸口組	10,878
大野郡	森川組	2,182	〃	下新庄組	8,917
〃	伊知地組	2,859	〃	陣屋付	2,203
〃	猪嶋組	4,885			
	(計)	69,200		(計)	71,810

注) 舟寄代官領は元禄8年11月13日条、鯖江代官領は元禄11年11月6日条による。白山麓と能登領は省いた。なお、両代官領とも引高は除いている。

加される口米で賄われ、手代の給料や手当もそこから支給されたが、それも安かった。後のことだが、享保十年（一七二五）以後で、並の手代が二〇両五人扶持、かけ出しだと四両二人程度であったという（村上直『江戸幕府の代官』）。

当然、代官陣屋も質素な造りであった。元禄七年に新たに建築された舟寄陣屋の場合は、本屋の規模は不明ながら、代官が来たときの仮住まいの部屋と公事場・勘定場・玄関などから成り、周辺に手代長屋四、雪隠四などが並んでいる程度であった。牢屋もあったと思われる。いずれも萱葺屋根である。陣屋周囲は土手が築かれ堀が掘られていたが、ともかく敷地はそれほど広くなく、立派な建物群ではなかった（十一年八月二十六日条、他）。

二十六日条、他）。

各代官は幕府勘定奉行に直属し、その限りで独立して支配を行っていた。だが、元禄期の越前代官たちは同じ越前国内ということが必要に応じて連絡し合った。例えば元禄八年二月十二日条には、「井堰川除入樋」などの普請用材木・金具等は五味・古郡・稲葉三代官の「定書」に従って入札するよう触が出ている。元禄十年以降村々が訴訟を続けた夫米問題では、代官領を超えて村々が相談しあったが、同様に代官や手代どうしも連絡を取り合い対処している。

代官所の仕事は地方と公事方に分かれるが、主となるのは地方である。手代たちはそれぞれ

れ任務を分担したが、村々についても組単位で分け持ち、組頭を指揮して年貢取り立て以下の任務を遂行した。舟寄代官領と鯖江代官領の組み分けとそれぞれの石高は白山麓と能登領を除き表3の通りである。ただ、時期によって分担の仕方はまちまちであった。これを舟寄代官所で見ると、五味代官のときは大きく東長田組・布目組・前谷組・後山組、及び舟寄組・下兵庫組・大野郡・吉田郡・白山麓・能登の二グループに分かれ、前者は三人、後者は二人で請け負った（元禄七年十月八日条）。ところが翌年、代官が宍倉に代わると、九月には従来の坂井郡の各組の村高がいずれも半分ずつに分けられ、手代一人ずつが付いた（九月四日条）。それも翌九年十一月には改まり、今度は後山組・前谷組が小木仙右衛門、布目組・下兵庫組が高嶋藤四郎、東長田組・舟寄組・大野郡が横田数右衛門という分担になった。加えて「御用八三人として月番支配、普請方ハ藤四郎様・他領出入仙右衛門様」とあり、実質三人で舟寄陣屋を運営したことになる（同月十二日条）。翌十年二月二十六日条によると、請込役や能登役という分担もあった。なお、会計業務の手伝いには別に地元で掛屋を雇っていた。元禄十一年七月以降、鯖江代官の時代になると、手代の分担もまた変化する。同十四年一月からは前谷組など坂井郡三組は手代一人となり、まずこのときは杉山織右衛門の担当となった（正月十四日条）。

三、注目される事例

これまでも指摘しているように、本日記は元禄期越前幕府領の支配のようすを具体的に物語る貴重な資料である。内容が豊富でしかも年次を重ねており、支配の実態が理解し易い。新たな視点や知見を与えてくれることも実に多い。書き方や扱う事柄は前巻とほとんど変わらないが、本巻に限る範囲でも改めて注目すべきことや新たな問題が見える。元禄十三年の塩生産に関わる城村と同村枝新家村の塩浜普請、十四年の幕府巡見使の巡見、それに十五年以降の年貢取り立ての強化などもその例である。十七年（宝永元年）には例年に増して廻米問題で揺れ、次郎左衛門の

ところで、坂井郡の年貢率は一般にかなり低率である。表4は本日記で確認できる元禄九年から宝永元年までの、判明する八年分の前谷組の平均年貢率を示したものであるが、もつとも高い年で一ツ七分（一七パーセント）余、多くは一ツをわずかに超える程度に過ぎない。越前では太閤検地によって生産力以上の石盛が行われたためで、その結果、年貢率が低く見積もられたのである（『福井県史』通史編3 近世二）。したがって、年貢率が低率であることは年貢負担が軽いことではなかった。

実際、本日記を通して村々が年貢に苦しみ続けていたことが具体的にうかがえる。舟寄代官領時代だけに限っても、元禄七年十一月条には東善寺村で一〇石から二一石持ちの百姓八人、十二月には宮谷村の四人の百姓が年貢未納で倒れ、翌八年九月には下関村で未進金のため庄屋・長百姓が籠舎を命じられている。九年四月三日条では前谷組二一か村で援助の必要な飢人が六〇〇人余あるとし、五月八日条には、坂井郡では前谷組の金一六七〇両・米一八一三石など、計金八七六〇両、米一万三〇三〇石余が借用になっているとする。更に同月十八日条では、前谷組下で幕府領となって以来の九年間で、倒れて持高が「散田」となった百姓数は一三七人に上るといふ。年貢のうち未納分は「納下り」と表記されるが、同年九月十一日に至っても前年度分の「納下り」は金三〇二両一分余あり、規定納入額の一七・四パーセントに及んでいた（九月十七日条）。

夫米反対運動 このような中で起こったのが夫米反対運動である。夫米は幕府領にはなかったといわれるが（『地方凡例録』上）、越前では福井藩が早くからほとんどの村へ村高一〇〇石に五石の割合で賦課しており、それが幕府領に替わっても受け継がれたらしい。だが、一〇〇石に五石といえば、年貢率が一割少々村々にとっては重い負担である。元禄十三年の前谷組の場合、同年の取米は計八一三石六斗三升、平均年貢率は一ツ一厘五毛だが、それとは別に夫米四〇〇石六斗一升五合を加えると、実質的には年貢が四割四分増しとなる。この年、番田村と重義村は本途を「取なし」と免除されたが、夫米はそれと関係なく賦課されている（同年十月十八日条）。

夫米問題が本日記に初見するのは元禄九年四月十五日のことで、坂井郡布目組辺りから起こった。やがて郡中百姓惣代として「坂井郡与頭六人」が連名して手代へ訴え、十月には代官へ訴訟した。だが思わしい返答はなく、相談は翌十年に入っても続いた。六月には代表を江戸へ送って訴訟する話になり、鯖江・石田各代官所領の組頭たちとも連携して運動した。同年八月には石田代官所支配下の坂井郡野中村・大牧村・米納津村の三人の組頭が、同郡三六か村の名で願書（案文、土屋家文書、『福井県史』資料編4）を提出している。前谷組でもその頃総百姓の願いだとして、庄屋・長百姓が連署して組頭へ江戸訴訟を要望した（土屋家文書）。十月十日、三代官が舟寄陣屋へ集まって協議し、坂井郡組頭もそこへ出て訴えている。翌十一年正月には訴訟が首尾よく進んでいるとの噂が流れたこともあった。

だが、その後具体的な話がないまま、同年七月、舟寄陣屋が廃止となった。同代官領が鯖江と石田に組み替えられ、夫米問題も暗礁に乗り上げる。十月二十日には両代官が確認して訴状を受け取ってくれたが、その後は棚上げとなったらしい。しばらく途切れるが、十四年にもう一度噴出した。この年三月二十一日、幕府「御勘定」役の日野小左衛門正晴など三人が美濃・越前二か国蔵入地の巡見使を命じられた。五月十日、日野は次郎左衛門宅に宿泊するが、それを利用して組頭たちはかれへ直接夫米訴訟を行っている（五月十日条）。もともと、日野は訴状は受け取ったものの、その後この件に関する記載はない。おそらく要求は認められないままに終わったのである。この運動をどう理解するかは今後の課題であるが、元禄期越前農村にこのような広域の訴訟運動が展開されたことは大いに注目されよう。

廻米 村方にとって廻米は年貢の納め方の一つである。だが、一般の米納や金納と比べるとはるかに負担のかかるものであった。納期限が限定された上に、米質や俵拵えが厳しく問われることと、納庄屋や上乘船頭の選定、それに一石に銀三匁の割合で徴収される回漕経費（年により異同あり）など、多くの問題があったからである。このため元禄十年十月二十八日には石田・鯖江

組頭としての立場も強く問われた。同年には幕府による仙洞使饗応で次郎左衛門の倅権右衛門等が江戸へ人足に駆り出されたりする。この年、宮谷村の百姓が牢を破って逃亡し、村人は翌年にわたって探索に全国各地を回らされるといった事も起こった。

このように本日記は真に内容豊かで、元禄期の幕府による支配と村のあり方を考える上で大変貴重である。しかし、ここでこれらの問題を十分に取り上げる余裕はない。以下、紙数の許す範囲で気付いたこと等に触れることとする。

検見と年貢率 年貢免率の決定は、最初に組頭による内検があり、それをもとに代官と手代衆が行う二通りの検見を経て行われる。幕府領では代官が行うのを大検見、手代衆が行うのを小検見と称し（『地方凡例録』上）、越前でも毎年それが忠実に実行された。一村が二度検見を受ける形で、大抵九月から十月前半、両者同じ時期に別々のコースである。大検見は坪刈りを行って作柄を見、小検見は水損・干損などによる引高等の確認に重点を置いていた。組頭は毎年その日程とコースの設定、宿泊先や休憩地の準備、諸費用や人足の確保に頭を悩ました。

年貢納入は初納金から始まる。これはその年の年貢が決まる前の九月中に割り当てられ、十月中に納めた。舟寄代官の時代は年により違いがあったが、鯖江代官領になってからは村高一〇〇

表4 元禄期前谷組平均年貢率

年	平均年貢率	村数
元禄9	0.1234	21
10	0.1766	15
11	0.1476	19
12	0.1001	〃
13	0.1015	〃
14	0.1123	〃
15	0.1251	〃
16	(不明)	〃
宝永1	0.1259	〃

注)元禄11・13年、及び宝永1年分は計算により推定した。

石に金三両、前谷組で二四〇両余となった（宝永元年は一〇〇石に二両となる）。年貢免状は検見を終えた直後の十月から十一月前半、代官が江戸へ発足する前後に組頭を経て村々へ渡された。年貢は半金納・半米納がふつうで、米納分は廻米に宛てられた。現在残されている年貢免状には、必ずその年十二月中に納めるよう明記されているが、実際には年内に皆済されたことはなく、ほとんどは翌年六、七月、遅い年は年末までかかっている。

兩代官所の村々が一致して翌年の廻米免除を願い出、これを知って舟寄組下も翌日同様の願書を出した。その結果か、翌年分は例年の半分となった。米質も問題にされ、坂井郡は「米性悪敷やわらか」(十一年三月五日条)とか不熟米が多い(十五年一月七日条)と批判され、詰め替えさせられたりしている。鯖江代官領になってからは廻米取り立てがいつそう厳しくなり、前年十二月中に納める指示が出たりした。元禄十七年二月十四日条によると、同月十一日より津出し準備予定の廻米がすべて未納となり、大庄屋は厳しく譴責されている。

ところで、廻米は幕府の指示によって年によって違いがあった。回漕は三〜五月に行われるので、廻米は廻船が到着する前に準備を完了しなければならぬ。そのため大抵は二月までに三國湊の指定米蔵に米の納入を終え、米質を確認し、俵拵えを行った。代官所からは担当手代が三國に張り付き、組頭と村々の立会代表も一〇日近く三國に宿泊し、協議・監督しながら進めるのである。米が不足したり米質が悪いときは大変で、米蔵主などへ「詭米」を依頼するしかなく、その米価をめぐってもめることも少なくなかった。米蔵は河内屋など教軒の蔵を指定しているが、その件を含め廻米は村々の大きな問題だったのである(元禄十七年二月十六日条及び二十九日条)。十五年以降、廻米は年内十二月中の納入を命じられ、村々はますます苦しんだ。なお、回漕先は大抵江戸であったが、十二、三年のように大津に送られる年もあり、そのことでも村々は一喜一憂している。

納庄屋(宰領)は陸路回漕先へ先に着いて受け入れ手筈を整え、廻船が到着して米が幕府の蔵に納まるまでの全責任を負った。上乘船頭も危険で責任の重い仕事であった。しかし、手当が多いことから、両方とも村々からの希望者が多かった。納庄屋は一、二人、上乘船頭は船数に応じて六、七人から十人前後であったが、本日記にも困窮のためこれらの役に任じてほしいという記事が時折見られ、その願書や控は土屋家を含め現在も各地に残っている。後には組頭でなくなった土屋家も、同じ理由で納庄屋を願い出て任じられている。

女通手形 越前に在住する女が旅行で板取・細呂木等の口留番所を出る際に必要な女通手形は、福井藩町奉行所が管轄し、そこへ申請して発行された。幕府領村々の女が他国へ往来するときは、まず家主から村庄屋へ願ひ出、庄屋は本人の名前や年齢、行く先等を明記した願書（「請状」）を組頭へ出し、組頭はそれに奥書・押印して代官所へ提出する。これを受けて代官所が福井藩町奉行所へ手形を要請し、発行される仕組みである。女本人は手形を貰って旅行に出かけ、番所でその手形を預けて出国し、帰国のとき返してもらおう。帰宅後は同じルートで手形を福井藩町奉行所へ返却した（元禄七年十月五日及び十二年八月十五日条）。

本日記に見える「請状」によると、行く先のほとんどは伊勢か京都、あるいは加賀山中である。先にも明らかのように、元禄期の農村は重い年貢に苦しみ、没落する百姓が絶えなかったが、一方では伊勢参宮や京都本願寺参詣、山中への湯治などを楽しむ余裕ある者もいたのである。時期は農繁期を避け、伊勢・京都関係は七、八月に集中し、山中湯治は冬から春早くに多かった。旅行者のほとんどは妻又は母となっており、主に年長者たちの遊山を兼ねた旅だったようである。この傾向は他の地域でも確かめられ、十八世紀以降旅行熱はいっそう高まる。水呑層や未婚の若い女たちだけの集団も増え、無事帰村すると村の産土社に記念の絵馬を奉納する風が流行した。（拙稿「福井藩口留番所と女性の旅」、『福井県史研究』十五）。なお、男の場合は同じような旅行なら届けるだけで手形を必要としなかった。実際には女以上に男の旅行は盛んだった筈である。

馬手形 馬手形も女手形と同じようにして、持主名と馬齢・毛色等を記した手形願が、庄屋・組頭を経て代官所へ提出された。ただし、この場合は代官がそれに押印すると、本人はそれを貰って馬を牽き番所へ持って行った。番所ではそれを福井藩町奉行が出した判鑑と照合し、問題なければ人馬とも通行させた。

毎年の馬手形の記事によると、前谷組下の村々で手形を求めた者が一村に一人から数人いる。このことに関して、元禄八年「前谷組村々明細帳」（前掲）には五か村五人の馬喰の名が挙がっ

ているが、そのうちの三人は高塚村弥三兵衛・矢地村吉兵衛・谷畠村兵右衛門のことで、かれらは本巻同年分の所にも名が見えている。すなわち、手形の要求者の多くは馬喰を職とし、馬の売買や馬を利用しての「小荷駄」運送に従事していたのである。売買先は加賀や上方が多いが、南条郡二ツ屋の通手形を要求することも多いことから、敦賀方面もあったことがわかる。

火元入寺 元禄九年十一月条に、同月十八日、北村八兵衛の家が出火した。そこで八兵衛は寺へ入ったが、その後の二十四日、同村五兵衛と田中村徳右衛門が八兵衛寺入りの詫言願書を舟寄代官所へ出し、その結果、手代から寺入りを免じるとの手紙が組頭次郎左衛門に届いたとある。いわゆる「火元入寺」の例を示すもので、同十年二月二十八日笹岡村、十一年六月十四日清王村、宝永二年二月十四日番田村の各出火でも、同様に火元が旦那寺などへ入寺して謹慎している。

「火元入寺」のことはこれまでも全国各地で報告されているが、越前とその周囲の国々では一部飛驒の例を除き確認されていなかった。ところが近年、隼田嘉彦氏が鯖江藩領内における事例を示され、初めて越前にもこの慣例があったことが明らかになった（『間部家文書』第三卷「解説」）。氏によると、享保五年（一七二〇）に間部氏鯖江藩が成立して以降、同藩領で幕末に至るまで「火元入寺」が見られるという。ただし、間部氏はかつて高崎藩主であったことから、これは関東の風習が伝えられたのではないかとの推測も可能なようである。

ところが本巻で確認された四例は、間部氏が越前へ来る以前の元禄期のことであり、その意味で少し事情が異なる。幕府領であるから代官の旧任地の慣例が伝わった可能性も考えられる。なお、人々が寺院に駆け込む風習は「火元入寺」以外にも様々な理由から行われており、今日、もう少し広い立場からこの問題を考えようとする動きも起こっている（佐藤孝之『駆込寺と村社会』。今後の研究が待たれるところである）。

牢破り 宝永元年九月三日以下の条によると、前日の二日、前谷組組下宮谷村与次右衛門が陣屋の牢を破って「欠落」し、大騒ぎとなった。与次右衛門が入牢となったのは半年前の三月八日

のことで、養父に対して不届きだとして、親の方から訴えたためらしい。ともかく破牢は重罪である。ただちに詳しい人相書が配られ、方々へ人が派遣されるなど搜索が始まった。宮谷村一村では人足が不足し、近村へも動員がかけられた。その間、宮谷村の庄屋庄左衛門と与次右衛門一家の一人は代官所へ留め置かれ、半月後に村へ返された。もつとも、庄屋は村で手錠をかけられ、十月二十一日まで五人組預けとされた。

探索はその後も続けさせられた。翌二年正月二十三日には同村庄左衛門と庄右衛門は、その日から二月末まで探し、三月一日に陣屋へ結果を報告するよう命じられる。二人は京・大坂・伊勢・尾張・美濃、あるいは加賀・能登まで歩き回ったが、結局見つけることができなかった。だが、それを三月一日に報告すると、更に四月晦日まで江戸辺りを含め尋ね回るよう命じられ、六月十七日にもなお探索を続けるよう指示を受けている。

仙洞使 宝永元年四月四日の条に、代官古郡文右衛門が仙洞使賄に任じられ、そのため次郎左衛門倅権右衛門等六人が江戸へ人足として派遣される記述がある。これは京都から江戸の幕府へ「勅使転法輪」前右大臣藤原（三条）実治を初めとして大がかりに下向し、このとき古郡は靈元上皇の使者である大納言西園寺致季の賄人を命じられたため、越前から手伝人足六人を呼び寄せたのである（『徳川実紀』六）。人足たちの経費は代官から支給されたが、かれらはその増額を要求し、一人金八両と馬一匹、小者一人が認められたとある。江戸の法会は五月二日に行われたが、六人は四月十三日に鯖江を出発し、無事任務を終えて六月四日頃戻っている。

森川銀山 元禄十年十月朔日条に、越前銀山の採掘に関する記事がある。舟寄陣屋三人の手代が連署し、吉田郡光明寺村加兵衛と坂井郡布目・前谷・後山、計四人の組頭に宛てた書状の写で、銀山発掘のため一人米三石ずつの提供を依頼した内容である。十一月朔日条と併せて読むと、この銀山は大野郡森川村（幕府領）南部安右衛門が請け負っており、人足を雇って掘る計画で、米は人足の扶持米である。場所を明記していないが、森川村の北側水無山の麓近くには、豊臣秀吉

の頃採掘された北袋銀山跡があり、試掘しようとしたのもおそらくこの近辺であろう。この一帯は江戸期を通じて山師が入っては試掘を試みており、幕末には飛驒高山陣屋の指揮によって近くの堀名銀山が開掘され、一時大きな利益を上げた。本巻の記事は元禄期にも代官所の肝入りで試掘が行われたことを示すものである。当時は幕府財政が困窮し、鉾山収入も以前と比べると大きく落ち込んでいたから、幕府の意を受けて代官所が動いたのであろう。組頭次郎左衛門たちも下代の依頼に応じて米代を請け負ったが、その分は後に代官所から支払われたらしい。なお、この銀山試掘は失敗に終わったようで、翌年二月十日の銀子差引の記事を最後に見えなくなる。

その他 以上の他にも本日記からは注目すべきことが多々見えてくる。村方騒動もその一つで、特に庄屋役の選出にからむ籤取り制や、村に新組を立てる庄屋複数制といった問題で騒ぎが頻発している。本日記だけではどの場合も詳しくは掘り下げられないが、元禄期にこれほど多くまとまって見ることは珍しい。

今一つは人々の信仰との関わりである。本日記では宗教関係はあまり記されず、毎年の宗門改も宗門改帳の提出に関する事務的な事柄に過ぎない。前谷組村々は本願寺八代蓮如によって開かれた「吉崎御坊」に近く、とりわけ真宗信仰の盛んな地域である。だが、本日記では真宗行事や信仰生活といった記事は皆無に近い。北陸道が通り吉崎道に通じる柿原十楽村の北外れに信仰と関わる「嫁威」の伝承地があり、本日記では「嫁落し」として度々登場するが、これもその近くの茶屋をめぐる話である（福井県歴史の道調査報告書第一集『北陸道Ⅰ・吉崎道』参照）。

もともと、少し趣が異なるが、元禄七年十一月十一日条以下、毎年のように京都愛宕山の使僧が村々への祈禱札や曆を送ってくる記事がある。愛宕山は京都嵯峨にあり、愛宕権現の鎮座する修験の地で、白山を開いた泰澄を開祖とするとも伝え、白雲寺の名の下に天台宗五坊があった（平凡社『京都市の地名』）。村々ではこの愛宕山へ毎年郷盛の中から初尾金を納め、代わりに祈禱札等を受け取っていた。同様にして、福井城下の法性院（宝性院）の名も出ているが、これは神宮

寺清水町の真言系山伏頭梅本院のことである（松原信之氏の教示による）。共に郷盛から経費を支出するため組頭が関係したわけだが、ともかく修験に基づく民俗信仰的な側面がうかがえて興味深い。

四、おわりに

日記1の解説にもあるように、次郎左衛門は宝永二年九月二十二日に「大庄屋役不相応」との理由で役を罷免される。かれはそれを「時節到来」とみなし、今後は家を治めることができ「第一之観樂^(歎)」と記した。長い激務から解放され、ほっとしたのは間違いないだろう。

しかし、同時に、複雑な思いにもかられたに違いない。かれは立場上代官と村方の間にあって、双方から責められ続けた。代官からは年貢取り立てを任され、毎年のように未進を叱責された。組下村々からは年貢の軽減や救恤訴訟を突きつけられ、しかもよい結果を出せたことはほとんどない。そんな中でもかくも一二年間、任務を全うしようと努めたのであった。同時に、当初から倅権右衛門にも手伝わせ、間もなくかれが大庄屋役を継ぐことを楽しみにしていた筈である。宝永元年十月九日、「自分義年寄候二付、御用事五度二三度ハ権右衛門遣し相勤させ申度候」と願い、手代山本沢右衛門から許可を得ている。それが一年も経たず罷免されるとは、予想していなかったであろう。

ただし、その頃代官所は以前にも増して年貢・廻米等の確保に強圧的であった。同年三月十九日、手代青山藤助は村々庄屋に対して「急度潰候而成共いけ様二成とも」廻米を仕立てるよう命じ、次郎左衛門に対しては、「村々庄屋共不吟味と相見、近頃不届之至二候、大庄屋も油断之至二候」と責め立てた。そこで廻米は四月には何とか納めたが、年貢が終わらない。譴責されて七月六日、次郎左衛門も手代尾花園右衛門に次のように返答した。

只今迄之納下りハ中々下之百姓ニおちたまり候二付、拙者老人之吟味ニ而益前ニ皆済可仕様

二八不奉存候、村々不残其元へ被召寄候か、御出被遊候而御吟味被遊可被下候、

このような主張は次郎左衛門一人ではなかったと思われるが、かれ自身も組頭としての誇りをかけ、村の状況を踏まえて、手代との間でぎりぎりのやりとりを繰り返していたのである。

ともあれ、次郎左衛門は組頭（大庄屋）の仕事に埋没するだけではなかった。先にも触れたように、かれは元禄十五年七月十八日に家来喜八と北村五兵衛の三人で伊勢参宮に出発し、その後熊野・高野・西国三十三か所巡礼など各地を巡り、閏八月十日に帰宅している。また、大庄屋を免じられる二か月前の宝永二年七月二十四日には白山禪定に出かけ、八月三日に戻っている。次郎左衛門の内面世界はほとんどわからないが、これらを含めて考えるに、かれは確かな自己の生き方を持ち、それを貫く意志も備えた人物であったと想像できる。本日記はそのような人物像をも探れる豊かな内容を持っているのである。

（福井県文書館資料調査員 本川幹男）